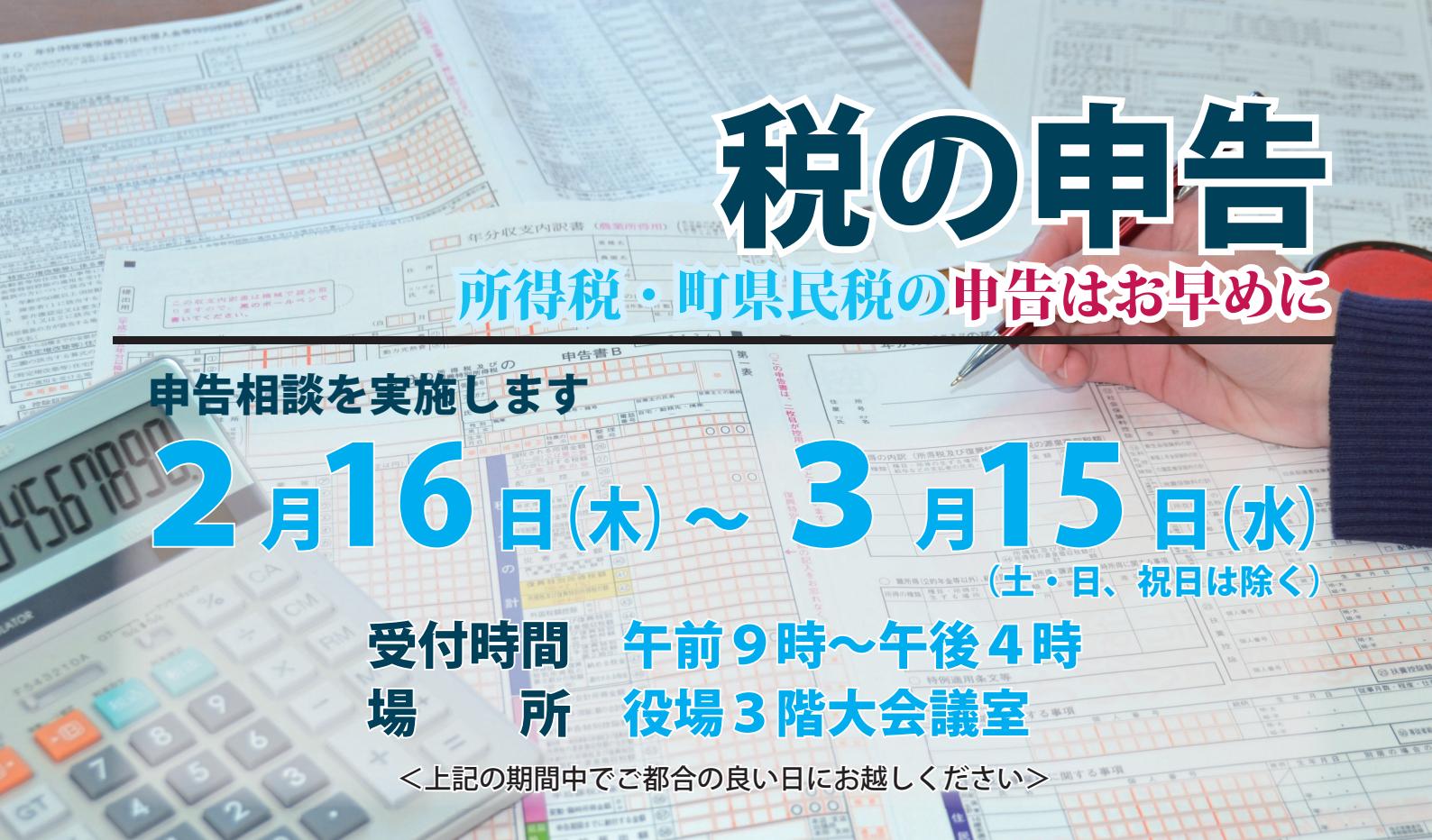


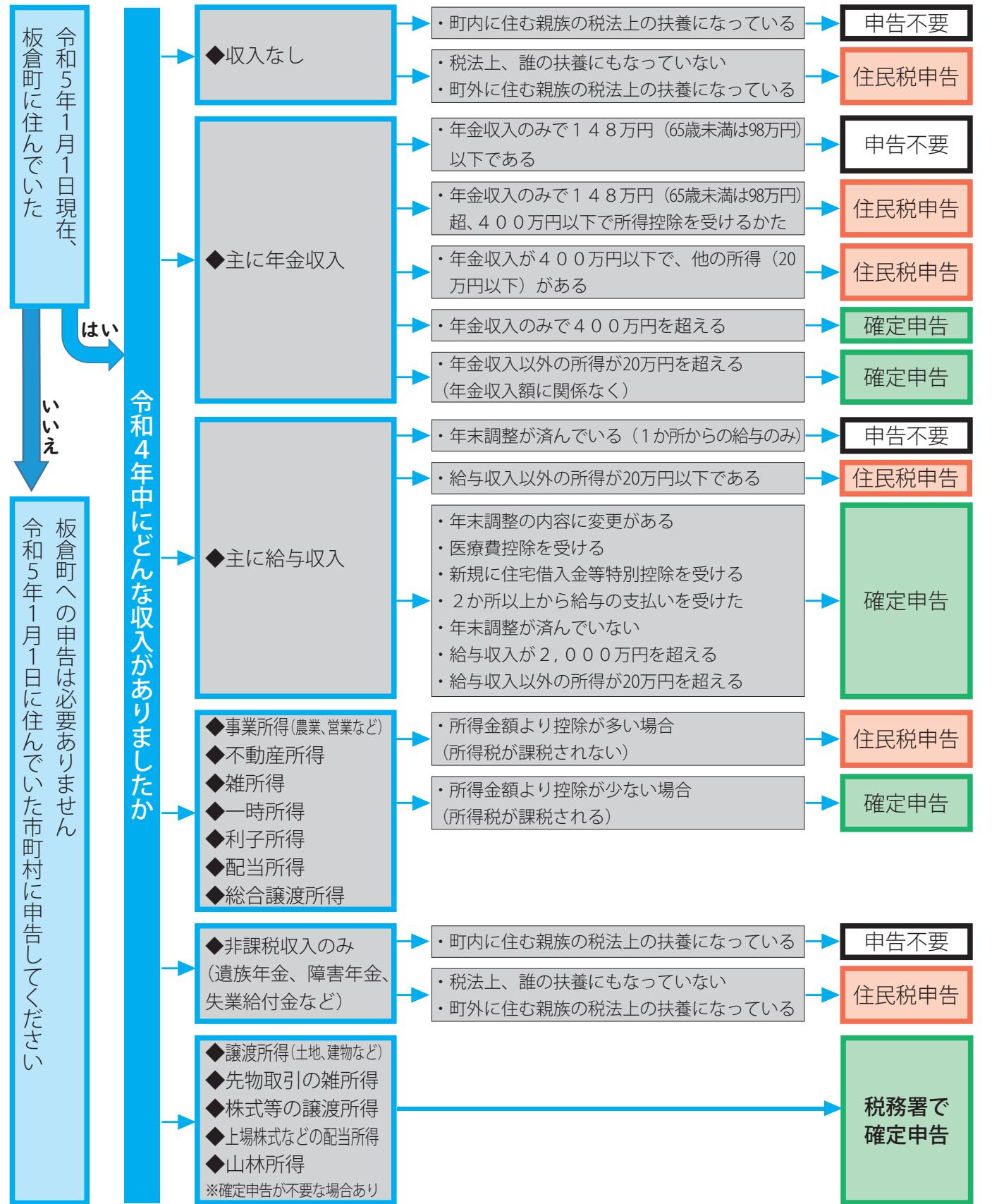
税の申告

所得税・町県民税の申告はお早めに



あなたに必要な申告を、
フローチャートで確認してみましょう

- ・記事とチャートにある年齢は、令和5年1月1日現在です
 - ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、フローチャートにかかわらず確定申告が必要です



- 所得税・町県民税（住民税）の申告は、町県民税だけではなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算出基礎となります。
- 本人がこれらの保険に加入していないくとも、同じ世帯に入加入しているかたがいる場合には、申告の内容によって保険税などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましよう。
- 申告が必要なかた**
- 令和5年1月1日現在、板倉町に住んでいたかたで、次のいずれかに該当するかた
- 事業、農業、不動産、配当などの所得があるかた
- 給与収入が2千万円を超えるかた
- 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
- 令和4年中に退職して、年末調整をしていないかた
- 23歳～66歳で、無収入のかた（町内在住者の扶養に入っています）
- 医療費控除や生命保険料控除などを申告して、所得税の還付を受けたいかた
- 申告に必要なもの**
 - ① 収入が確認できる書類
 - ② 農業・営業等の源泉徴収票、配当金の支払通知書など
 - ③ マイナンバーカード（カードをお持ちでないかたは、マイナンバーが確認できる書類と、本人確認書類）
 - ④ 医療費控除の明細書（明細券）
- 電子申告を含みます
- 収入が給与のみで年末調整が済んでおり、給与の源泉徴収票に記載された以外の控除が無く、勤務先が給与支払報告書を町へ提出しているかた
- 収入が公的年金のみで、年金の源泉徴収票に記載された扶養・社会保険料以外の控除が無いかた
- 還付となるかたは、申告者が本人の預金口座がわかるもの
- 確定申告をするかたのみ、利用者識別番号（番号が記載された税務署からの通知書やはがき）
- 身体障害者手帳・療育手帳
- 生命保険料・地震保険料の支払証明書
- 申告をするかたは、申告会場にある整理券をお取りください。
- 整理券には、入場時間が記載されています。新型コロナウイルス感染症対策のため、申告会場には時間枠を区切って入場していただきます。入場時間になつたら申告会場にお越しください。
- なお、予定時間がずれることもありますが、ご理解をお願いいたします。



申告をするかたは、申告会場にある整理券をお取りください。

整理券には、入場時間が記載されています。新型コロナウイルス感染症対策のため、申告会場には時間枠を区切つて入場していただきます。入場時間になつたら申告会場にお越しください。

なお、予定時間がずれることもありますが、ご理解をお願いいたします。

申込書類は、
郵送されてい
ます。

を利用するためには、必要な16桁の番号で、本人を識別するためのものです。取得者には、税務署から通印書やよがきが